

## 「重要」

# 令和2年度授業料等の納付に関する 特別支援金給付事業の要項

### 「授業料等の納付に関する特別支援金給付事業」

日本学生支援機構で実施される「新型コロナウイルス感染症対策助成事業」による弘前厚生学院への助成金40万円を財源に、長引く新型コロナウイルス感染症拡大の状況下で家庭収入が減少したことによって、当該年度の授業料等の納付に支障をきたしている学生を救済し学業に精励してもらうことを目的とした、「授業料等の納付に関する特別支援金給付事業（以下「特別支援金給付」と称す。）」を実施します。

#### 1. 特別支援金の対象者

新型コロナウイルス感染症等の影響により家庭経済が困窮し、やむを得ず授業料等の分納や分納の変更等を余儀なくされた学生

※1 日本学生支援機構奨学金や他の修学資金等を利用して  
いる学生も対象に含みます。

※2 学業不振の学生は対象外となります。

#### 2. 特別支援金給付の事業費40万円（予定）

#### 3. 特別支援金給付の概要

##### ① 種別 給付型支援金

※虚偽の申請、受給後の学則違反、授業料等の納付を怠った場合以外の返還はありません。

② 第1回募集期間 自 令和2年10月29日（金）

至 令和2年11月13日（金）

※申請状況に応じて、第2回募集をすることもあります。

---

③ 募集人数 5名程度

※ 申請者が多数の場合は、給付人数を審査委員会で審議し最終的に決定します。

---

④ 審査委員会

弘前厚生学院長を委員長とし、こども学科長、介護福祉科長、申請した学生の各担任教員が審査委員となり会議を開催します。

会議において、申請に関する資料や日頃の学習状況等も踏まえ審議のうえ採否を決定します。

---

⑤ 申請条件

- ア. 新型コロナウイルス感染症拡大の状況下で家庭収入の減少によって、当該年度の授業料等の納付に支障をきたし、やむを得ず授業料等を分納することになった学生
  - イ. 本事業の要項や情報公表等に合意できる学生
  - ウ. 特別支援金の受給後、学則違反、授業等の納付を怠った場合に受給金全額の返還に応じられる学生
- 

⑥ 申請に関する事項

- ア. 申請する学生は、本募集要項を理解したうえで担任教員に申し出て別紙「令和2年度授業料等の納付に関する特別支援金申請書」を取得し、学生と保護者等の連名で記載し担任教員に提出してください。
  - イ. 担任教員は、申請書を学年で取りまとめ事務担当者に提出します。
  - ウ. 事務担当者は、審査委員会に必要な資料等を作成し提出します。
- 

⑦ 給付の方法

日本学生支援機構から弘前厚生学院に助成された後1ヶ月以内を目途に、採用された学生の申請書類に記載されている指定銀行口座に弘前厚生学院から特別支援金を振り込みます。受給した学生は、銀行等の営業している日3日以内に弘前厚生学院の授業料等の納付を指定する銀行口座に、授業料等の納付金として受給した全額を送金してください。

---

⑧ 給付金額

採用された学生1人につき最大8万円以内  
※ 申請者が多数の場合は、審査委員会で審議し給付金額を事業予算内で調整し最終的に決定します。

---

⑨ 他の奨学金等との併用

各種奨学金や修学資金等との併用は可能です。

(注) 今回の特別支援金の受給によって、他の奨学金等が減額されたり、失効とならないように申請者は事前に関係機関に直接確認してください。

---

⑩ 審査結果の通知

審査委員会の決定後5日以内に、申請の採否を学生に通知します。

---

4. 事業成果の公表

① 日本学生支援機構の事業成果の公表に関する指示等に従い、適宜必要な情報公開を行う予定です。

② 事業の成果については、当法人の理事会、評議員会に事業報告を行います。

③ 弘前厚生学院ホームページに、受給学生の個人情報等は伏せて事業の成果報告等を掲載します。

---

5. 公募の方法

ア. 弘前厚生学院内掲示板に掲示

イ. 弘前厚生学院ホームページに掲載

---

(特記事項)

本書の記載事項については、経過に応じて変更することもあります。

---